

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012函第28号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年6月22日 22時30分ごろ
発生場所	北海道苫小牧市苫小牧港東方の浅所 苫小牧港東港地区東防波堤灯台から真方位089°9,800m付近 (概位 北緯42°34.9' 東経141°53.5')
事故等調査の経過	平成24年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 りゅうおう、734トン
船舶番号、船舶所有者等	140367、北海道海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 二等航海士、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	キール部に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長及び二等航海士ほか4人が乗り組み、青森県八戸市八戸港への回航のため、船長が出港操船に当たり、船首約2.0m、船尾約3.7mの喫水で平成24年6月22日20時30分ごろ苫小牧港西港第1区中央南ふ頭を発した。</p> <p>船長は、本船が、港口の開発局苫小牧港東島防波堤西灯台を通過した頃、約12ノットの対地速力で約180°（真方位、以下同じ。）の針路に定めて自動操舵とし、次直者の二等航海士と操船を交替して降橋した。</p> <p>二等航海士は、操舵スタンド後方の椅子に腰を掛けて単独で船橋当直に当たり、21時20分ごろ、北進する小型漁船と行き会ったため、自動操舵で左舵を取って避航した後、針路を再び約180°に戻して航行を続けたものの、この頃から、周囲が真っ暗な中、椅子に腰を掛けて当直を続けていたため、眠気を感じ始めたが、本船には居眠り防止装置が装備されているので、居眠りに陥ることはないものと思い、椅子に腰を掛けて当直を続けた。</p> <p>二等航海士は、眠気を感じた状態で当直を続けていたところ、21時30分ごろ、北西進する小型漁船と行き会い、避航のために約070°に左転して本船が相手船の船首を避けたことを確認し、もう少し相手船と距離を隔ててから原針路の約180°に戻すつもりでいたところ、いつしかうとうとし始めた。</p>

	<p>二等航海士は、居眠り防止装置の一次警報が鳴るたび、ほぼ無意識に片手を振ってセンサーに体の動きを感知させて警報を止めることを繰り返していたところ、居眠りに陥り、本船は、約070°の針路で航行を続け、22時30分ごろ苫小牧港東方の浅所に乗り揚げた。</p> <p>機関室で当直中の二等機関士は、主機に負荷が生じたため、推進器に絡索したものと思って昇橋したところ、居眠り状態の二等航海士を発見して目を覚まさせ、自室で就寝中の船長を起こして事態を報告した。</p> <p>昇橋した船長は、探照灯により船首方を照らしたところ、波打ち際が見えたため、本船が乗り揚げていることに気付いた。</p> <p>船長は、事後の措置に当たり、本船は、翌23日の満潮時にケッジアンカー及びタグボートを使用して離礁し、潜水士により損傷状況を確認した後、苫小牧港に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 霧雨、風 なし、視程 約3～4海里</p> <p>海象：波 なし</p> <p>濃霧注意報発表中</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、海象が良好だったため、二等航海士に当直を交替する際に注意して運航するように伝えただけであった。</p> <p>二等航海士は、本事故当日の17時ごろから出港までの間、自室で就寝しており、昇橋時には眠気を感じていなかったが、周囲が真っ暗な中、椅子に腰を掛けて当直を続けていたため、北進する小型漁船を避航した頃から、眠気を感じ始めていた。</p> <p>本船には、センサーにより当直者の体の動きを感知し、4分間動きがない場合は船橋に70dBの一次警報が、更に1分間動きがない場合は船橋階下の居住区に85dBの二次警報がそれぞれ鳴る仕組みの居眠り防止装置が装備されていた。なお、本事故の際、二次警報は鳴らなかった。</p> <p>二等航海士は、以前から船橋当直中に居眠り防止装置の一次警報が作動した際、手を振って警報音を止めていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、苫小牧港沖を自動操舵で航行中、単独で船橋当直中の二等航海士が、行き会い船を避航しようとして左舵を取った後に居眠りに陥ったことから、同港東方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>二等航海士は、本船には居眠り防止装置が装備されているので、居眠りに陥ることはないものと思ひ込み、椅子に腰を掛けて当直を続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、苫小牧港沖を自動操舵で航行中、単独で</p>

	船橋当直中の二等航海士が居眠りに陥ったため、同港東方の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 当直者は、居眠り防止装置を過信せず、眠気を感じた際は当直を交替する等の居眠り運航を防止する措置を採ること。